

和歌山市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年11月10日

令和 4年 4月 1日(改正)

和歌山市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

和歌山市においては、東西に流れる紀の川により市域は南北に大きく二分され、これまで都市近郊型農業として農家の近代化を推し進め、生産コスト低減と生産性向上などにより、農業生産の効率化を進め、水稻を中心として野菜、果樹を取り入れた複合経営を主としており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間では、果樹を中心とした地域が多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では水田農業の安定経営を図るとともに、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、和歌山市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「和歌山市農業振興基本計画」(令和4年4月1日和歌山市農林水産課策定)で、目標年度を令和8年度(2026年度)とし、農業を振興するための諸施策を講じるために策定されたことから、それに合わせて令和8年度を目標とし、和歌山市農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針とする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1)遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和4年3月)	2,690 ha	63 ha	2.3 %
令和8年度の目標 (令和8年4月)	2,610 ha	13 ha	0.5 %

注:令和8年度の目標として非農地化、担い手への集積、再生等により解消し、現状の管内農地面積に対する遊休農地面積の割合を「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知)に基づき減少させる。

(2)遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○ 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連盟通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、随時実施する。

○ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

○ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、農地中間管理機構に情報提供すると共に、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

○ 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

○ 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、地域の意向を確認し「非農地判断」の基準等を検討するなど、守るべき農地を明確化するため、慎重に取り組む。なお、再生利用可能と判断された農地については農地中間管理機構に情報提供を行い、借り受け困難と判断された荒廃農地についても、農地所有者からの申し出等に応じて非農地判断について検討する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和4年3月)	2,690 ha	462 ha	17 %
令和8度の目標 (令和8年4月)	2,610 ha	522 ha	20 %

注:和歌山市農業振興基本計画に即し、20%を集積目標とする。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手		
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者
現 状 (令和4年3月)	3,057 戸	192 人	11 人	151 人
	(310 戸)			
令和8年度の目標 (令和8年4月)	3,057 戸	251 人	35 人	65 人
	(310 戸)			

注1:「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

注2:「総農家数(うち、主業農家数)」は、2020年農林業センサスの数値を記入する。

(2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 農地中間管理機構等との連携について(農地活用協議会)

○ 農業委員会は、農地中間管理機構、市、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

また、マッチング後の営農が円滑に行えるよう、農地中間管理機構、農業委員会、市、農協等が連携し、フォローアップに取り組む。

② 農地の利用調整と利用権設定について

○ 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、平地、中山間地域等のうち農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

③ 農業者年金への新規加入促進について

○ 農業者の老後生活の安定及び意欲ある農業者の確保を図るため、農業者年金への加入を促進し、令和8年度までの新規加入者数を累計目標 25 人とする。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

○ 農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)
令和3年度実績	12 人	1 法人
	(4.7 ha)	(0.4 ha)
令和4年度から令和8年度まで の累計目標	60 人	10 法人
	(23.5 ha)	(4.0 ha)

注: 和歌山市農業振興基本計画に即し、新規参入個人を60人、10法人を累計目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

○ 県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(法人を含む。)を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

○ 市、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで、情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 農の雇用事業、青年就農給付金制度の活用、企業の農業参入について

○ 農の雇用事業を活用しての農業法人での就農支援や、市の青年就農給付金制度を活用しての新規就農者の支援など、様々な施策により担い手の確保に努める。担い手が十分でない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、市の関係機関と連携し、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

○ 農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に別段の面積を設定して新規就農等を促進する。

○ 農業委員及び推進委員は、新規参入者(法人を含む。)の地域の受入条件の整備を図るとともに、関係各所との調整等の役割を担う。